

羽束川・波豆川流域の水質保全事業に関する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽束川及び波豆川流域の住民自らが羽束川・波豆川の水質保全を図るため、羽束川・波豆川流域の水質保全事業に関する普及啓発及び生活排水の適切な処理並びに河川の環境の美化等を推進することを目的とした事業に対し、神戸市水道局（以下、「甲」という。）がその経費の一部に助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金 甲が交付する助成金
- (2) 助成対象事業 助成金の交付の対象となる事業及び活動
- (3) 助成対象事業者 助成対象事業を行う流域住民の団体及び代表者
(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、高平地区水質保全推進協議会、西谷地区水質保全推進協議会、その他神戸市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた者とする。

(助成対象事業及び助成基準)

第4条 助成対象事業及び助成基準は、別表第1に定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を作成し、別表第2に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(助成金交付予定額の決定)

第6条 管理者は、前条の申請書の提出があった助成対象事業について、助成金の予定額を決定し、助成金の交付を受けようとする者に助成金交付決定通知書（様式第1号の2）により通知する。

(実績の報告)

第7条 前条の交付決定通知書を受けた助成対象事業者は、当該助成対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第2号）を作成し、別表第3に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 管理者は、前条の実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行った後、助成金の金額を決定し、適正と認めた助成対象事業者に対し助成金交付額確定通知書（様式第2号の2）により通知する。

2 管理者は、適正と認めた助成対象事業者の助成金交付請求書（様式第3号）による請求を受けて、助成金を交付する。

(助成金の概算払い)

第9条 前2条の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは助成金交付請求書（様式第3号）により、交付予定金額の2分の1を限度として概算払いをすること

ができるものとする。

(交付の取消及び返還)

第 10 条 管理者は助成金の交付決定を受けた助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を助成金取消通知書（様式第 4 号）により助成対象事業者に命じるものとする。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付をうけたとき。

(2) その他、管理者が第 1 条の目的を達成することができないと認めたとき。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。